

令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」 に係る推薦団体の募集について

1. 趣旨

文部科学大臣優秀教職員表彰は、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員及び教職員組織（学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位等をいう。）について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とし、平成18年度から実施している。

従来、公立学校については教育委員会の、国立大学附属学校については学長の、私立学校については都道府県知事の推薦をもとに表彰者を決定していたが、今般、社会に開かれた教育課程の実現を重視する新しい学習指導要領の趣旨も踏まえ、学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を一層学校と社会との間で共有することを目指す観点から、従前の推薦者（教育委員会、大学の学長、都道府県知事）以外の民間の団体等からの推薦と有識者による選考により授与する「社会に開かれた教育実践奨励賞」を令和2年度に新設した。

2. 表彰対象

【「社会に開かれた教育実践奨励賞」（教職員）】

「社会に開かれた教育実践奨励賞」は以下の要件を全て満たす教職員に授与する。（ただし、過去に「社会に開かれた教育実践奨励賞」の表彰を受けた教職員、及び文部科学大臣優秀教職員表彰の他の枠で今年度推薦を受けた教職員を除く。）

- （1）現に全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員であること
- （2）勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること
- （3）令和7年4月1日時点において、原則として50歳未満の者であること
（ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない）
- （4）過去に教職員に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可又は文部科学大臣賞の交付（以下「文部科学省名義の使用許可等」という。）を受けた行事等において行われるものを受けていること。

【「社会に開かれた教育実践奨励賞」（教職員組織）】

「社会に開かれた教育実践奨励賞」は以下の要件を全て満たす教職員組織に授与する。（ただし、過去に「社会に開かれた教育実践奨励賞」の表彰を受けた教職員組織、及び文部科学大臣優秀教職員表彰の「教職員組織表彰」の枠で今年度推薦を受けた教職員組織を除く。）

- (1) 現に全国の国立学校、公立学校又は私立学校の教職員組織であること
- (2) 令和7年4月1日時点において、1年以上の活動期間があること
- (3) 教職員組織に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可等を受けた行事等において行われるものを受けていること

3. 選考基準

【「社会に開かれた教育実践奨励賞」（教職員）】

教職員に対する「社会に開かれた教育実践奨励賞」は主として次に掲げる特に顕著な成果を基準として選考する。

- ①学習指導における特に顕著な成果
- ②生徒指導、進路指導等における特に顕著な成果
- ③学校体育や学校保健、学校給食における特に顕著な成果
- ④特別活動や部活動等の指導による、児童生徒の育成における特に顕著な成果
- ⑤特別支援教育における特に顕著な成果
- ⑥地域との連携・協働の推進における特に顕著な成果
- ⑦ユネスコ活動や国際交流等の分野における特に顕著な成果
- ⑧学校事務の機能強化や勤務環境の改善等、学校運営の改善における特に顕著な成果
- ⑨その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践による特に顕著な成果

【「社会に開かれた教育実践奨励賞」（教職員組織）】

教職員組織に対する「社会に開かれた教育実践奨励賞」は、教職員同士や専門的な職員等との連携・分担といった組織的な取組による、上記①～⑨に掲げる特に顕著な成果を基準として選考する。

4. 推薦団体の要件

「社会に開かれた教育実践奨励賞」に教職員又は教職員組織の推薦を行うことができる団体は以下の要件をいずれも満たす民間の団体等（民間企業、公益法人、NPO 法人等）とする。ただし、教職員又は教職員組織を、当該教職員又は教職員組織の所属する学校等（※）が推薦することはできないものとする。（なお、専ら現職の教職員により構成される団体が推薦を行うことは念頭に置いていない。）

- ①教職員又は教職員組織に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可等を受けている行事等を主催する団体であること

②推薦する教職員又は教職員組織に対して、①の行事等において表彰等を授与した団体であること

※当該教職員又は教職員組織の所属する学校等とは、所属する学校のほか、以下に掲げる当該教職員又は教職員組織の所属の区分に応じ、それぞれに定める団体を指すものとする。

- ・ 国立大学の附属学校 当該学校を設置する国立大学法人
- ・ 公立学校（公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。） 都道府県教育委員会又は被推薦者の身分の属する教育委員会
- ・ 公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないもの 都道府県及び当該学校を設置する公立大学法人
- ・ 私立学校 都道府県及び当該学校を設置する学校法人

5. 表彰までの流れ

- （１）文部科学省名義の使用許可等を受けた行事を主催し、当該行事において教職員又は教職員組織に対する表彰等を行った団体であって、当該表彰等を行った教職員又は教職員組織の推薦を希望するものは、推薦団体としての登録を行う。（令和７年８月２２日～令和７年９月１９日）
- （２）（１）で登録された団体数や当該団体の行った表彰者数等を踏まえ、推薦団体として文部科学省が認める団体ごとに、同省において推薦の上限数（以下「推薦上限」という。）を設定し、各団体に通知する。（（１）で登録のあった団体に対して順次通知を行う。）
- （３）推薦団体において、推薦上限の範囲内で、教職員又は教職員組織の推薦を行う（様式１・２参照）。なお、推薦に当たっては、推薦する教職員又は教職員組織の承認を得ること（様式３参照）。
- （４）社会に開かれた教育実践奨励賞の被表彰者の決定に当たっては、有識者による審査委員会において、審査・選定を行い、審査委員会における審議結果を尊重して、文部科学大臣が決定する。なお、審査の過程については非公開とする。

【表彰までのスケジュール（予定）】

推薦団体の登録受付開始	令和７年８月２２日
推薦団体の登録提出締切	令和７年９月１９日
推薦団体への推薦依頼	令和７年８月２２日（登録受付後、順次）
推薦団体からの推薦提出締切	令和７年１０月３日
審査	令和７年１０月下旬～１１月（予定）

審査結果通知
表彰式

令和7年12月上旬（予定）
令和8年1月中旬（予定）

6. 登録方法

必要書類をそろえ、下記の申込締切までに提出すること。

【必要書類】

- ・「令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰 社会に開かれた教育実践奨励賞推薦団体登録様式」
- ・主催者の概要等が分かる資料（寄付行為、定款又は会則等、事業報告書等）
- ・主催者である団体の役員名簿

【申込締切】

令和7年9月19日（金）当日必着

【提出方法】

以下のメールアドレスに電子媒体で提出

○提出先メールアドレス

（文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課「優秀教職員表彰」担当）

yushu@mext.go.jp

(様式 1)

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

令和 7 年度「文部科学大臣優秀教職員表彰 社会に開かれた
教育実践奨励賞」候補の推薦について

標記について別紙の候補を推薦します。

(様式 2 ①)

推薦調書（教職員用（社会に開かれた教育実践奨励賞））
【団体記入用】

[illegible]

(様式 2 ②)

推薦調書（教職員組織用（社会に開かれた教育実践奨励賞））
【団体記入用】

推薦団体名			
貴団体による表彰歴	(年 月表彰)		
都道府県市名 /大学名	(国立・公立・私立)	教職員組織名	
概略			
活動年数	年 月	実践分野	
推薦理由 (貴団体における表彰理由を含む)	①		
	②		

※必要があれば行を追加してください。

※校長の指揮監督下にある分掌単位等を推薦する場合は、「教職員組織名」欄に括弧書きで学校名も書くこと。

(様式 3 ①)

推薦に係る同意書（教職員用（社会に開かれた教育実践奨励賞））

【被推薦者記入用】

令和 年 月 日

所属

氏名

下記の内容に同意します。

記

- 1 令和 7 年度文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」に推薦されること
 - 2 令和 7 年度文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」の要件を明らかに満たさない事由がないこと
 - (1) 現に国立学校、公立学校又は私立学校の教職員であること
 - (2) 勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること
 - (3) 令和 7 年 4 月 1 日時点において、原則として 50 歳未満の者であること(ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない)
 - (4) 教職員に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可又は文部科学大臣賞の交付を受けた行事等において行われるものを受けていること
 - 3 審査に当たり必要な内容（個人情報を含む）について、当省と審査委員会や教育委員会等（公立学校については教育委員会、国立大学附属学校については学長、私立学校については都道府県知事）の間で必要に応じ情報提供を行うこと
 - 4 表彰された場合、以下の事由を文部科学省のWEBサイト等で公表すること
 - ・氏名（ふりがな含む）、学校種、学校名（ふりがな含む）
 - ・実践分野※実施要項中第 4 条第 1 項各号に掲げるもののうち推薦団体が選択したもの
- (個人情報の取扱いについて)
- ・推薦調書及び推薦に係る同意書を通じて知り得た個人情報については、「文部科学省の保有個人情報等の管理に関する規則」に基づき取り扱います。
 - ・推薦調書及び推薦に係る同意書に記載された個人情報は、被表彰者の審査等、本表彰事業に係る目的にのみ使用します。

(様式 3 ②)

推薦に係る同意書（教職員組織用（社会に開かれた教育実践奨励賞））

【被推薦者記入用】

令和 年 月 日

所属

代表者氏名

下記の内容に同意します。

記

- 1 令和 7 年度文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」に推薦されること
 - 2 令和 7 年度文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」の要件を明らかに満たさない事由がないこと
 - (1) 現に国立学校、公立学校又は私立学校の教職員組織であること
 - (2) 令和 7 年 4 月 1 日時点において、1 年以上の活動期間があること
 - (3) 教職員組織に対する表彰等であって、文部科学省名義の使用許可又は文部科学大臣賞の交付を受けた行事等において行われるものを受けていること
 - 3 審査に当たり必要な内容（個人情報を含む）について、当省と審査委員会や教育委員会等（公立学校については教育委員会、国立大学附属学校については学長、私立学校については都道府県知事）の間で必要に応じ情報提供を行うこと
 - 4 表彰された場合、以下の事由を文部科学省のWEBサイト等で公表すること
 - ・教職員組織名（ふりがな含む）、学校種、活動内容
 - ・実践分野※実施要項中第 4 条第 1 項各号に掲げるもののうち推薦団体が選択したもの
- （個人情報の取扱いについて）
- ・推薦調書及び推薦に係る同意書を通じて知り得た個人情報については、「文部科学省の保有個人情報等の管理に関する規則」に基づき取り扱います。
 - ・推薦調書及び推薦に係る同意書に記載された個人情報は、被表彰者の審査等、本表彰事業に係る目的にのみ使用します。